

# GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1998／第36号

平成10年10月31日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

紅葉のせせらぎ街道

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

目 次

<b>特 集</b>	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料等 岐阜県手数料徴収規則の改正について	岐阜県衛生環境部廃棄物対策課 ... 2
 <b>特 集 平成10年12月1日からすべての産業廃棄物の 処理が産業廃棄物管理票制度の対象に</b>		3
 <b>特 集 廃棄物処理法施行規則の改正の概要(2)について</b>		15
 <b>特 集 わがまちの産業廃棄物問題と対策</b>		20
		高山市長 土野 守 ... 20
		安八町長 小川 徳喜 ... 21
 <b>行政ニュース</b>		
平成10年度岐阜県環境づくり県民会議推進大会		22
「地球環境村ぎふフェア'98」開催		23
 <b>協会だより</b>		
平成10年度第2回、第3回、第4回、第5回理事会		
平成10年度第2回広報編集委員会、第2回総務委員会		24
岐阜県園芸用廃プラスチック適正処理研究会		25
 <b>トピック</b>		
社全国産業廃棄物連合会臨時総会		26
 <b>協会だより</b>		
新規加入会員の紹介		27
協会への入会のおすすめ		30
 <b>お知らせ</b>		
厚生大臣認定産業廃棄物処理関係各種講習会		31
 <b>編集後記</b>		
		32

### 表紙写真 紅葉のせせらぎ街道 (72km)

美濃と飛騨を最短ルートで結ぶ「飛驒せせらぎ街道」の紅葉は日本でも屈指。特に西ウレ峠（標高1,113m）はモミジの深紅が青空に映え、ブナ・ナラ・カツラ・ナナカマド等の色彩のすばらしさは訪れる人々に驚きと深い感動をあたえています。

(写真提供：花スタジオ「本巣郡巣南町古橋」)



## ご挨拶

岐阜県環境局長 川瀬 雅信

菊薫る候、会員の皆様におかれましては、益々ご繁栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から環境行政、分けても廃棄物行政に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、廃棄物問題が大きな社会的な関心事となり、不適正事例、処理施設の建設問題など最近の新聞、テレビ等のマスコミでは、廃棄物問題が取り上げられない日は一日もないような状況であり、県内においても不適正事例に対する通報が増加するなど、廃棄物問題に対する県民の意識も日増しに高くなっています。

こうした中、今回、廃棄物処理法の大改正がなされ、産業廃棄物処理施設の設置手続の明確化、マニフェスト制度の拡充、罰則の強化等が講じられ、より一層の適正処理の推進が図られたところです。

当県においては廃棄物の排出事業者、処理業者及び市町村の処理に関する総点検を実施したところでありますが、これに基づき廃棄物処理の基本方針を示す計画としてマスタープランの策定を進めています。このプランは、11年度から15年度の一般廃棄物をも含めた廃棄物全般の処理の在り方を策定するもので、これにより廃棄物対策五原則（安全第一、公共関与、リサイクルの徹底、複合行政、自己完結）に基づいた現実的な施策を打ち出すこととなります。

さらに、この五原則を実現する地球環境構想は、県内五圏域に設置されている廃棄物問題研究会において慎重に検討が進められており、徐々にではありますが、現実への動きが出始めています。

また、昨年の1月に「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」を制定し、その中で県民、廃棄物モニター等からの通報窓口を設置するとともに、関係機関との連絡調整、行政措置方法等を明確にし、不適正処理の早期発見、迅速な対応に努めています。

こうしためまぐるしく変化する廃棄物問題に対応するため、貴協会におかれても、法改正に係る説明会の開催、会員への情報提供、不法投棄防止パトロールの実施など産業廃棄物の適正処理の推進、不適正処理未然防止のため積極的に活動を展開しております。また、創立以来「環境を守り、産業を支える。」を基本理念に、生活環境の保全と公衆衛生の向上に大きく貢献してこられましたことに深く感謝申し上げます。

いずれにいたしましても、廃棄物問題の解決は官民一体となって推進すべき重要な課題であり、今後とも、会員の皆様の格別なご理解とご協力をお願いし、皆様のご健勝とご活躍と社団法人岐阜県産業環境保全協会のさらなる飛躍をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

# 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料 等岐阜県手数料徴収規則の改正について

岐阜県衛生環境部廃棄物対策課

産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料等について定めた岐阜県手数料徴収規則が、次のとおり改正されましたのでお知らせします。なお、施行日は平成10年6月17日です。

また、岐阜市においても、県と同様に規則改正が行われ、改正後の手数料も県と同額ですので、併せてお知らせします。

手 数 料 名	改 正 前	改 正 後
一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	円	円
(1) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの (*1)	110,000	130,000
(2) その他的一般廃棄物処理施設に係るもの	110,000	改正なし
一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料		
(1) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの (*1)	100,000	120,000
(2) その他的一般廃棄物処理施設に係るもの	100,000	改正なし
産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	76,000	改正なし
産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	69,000	改正なし
産業廃棄物処分業許可申請手数料	95,000	改正なし
産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	89,000	改正なし
産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	67,000	改正なし
産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	87,000	改正なし
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	76,000	改正なし
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	70,000	改正なし
特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	98,000	改正なし
特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	89,000	改正なし
特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	68,000	改正なし
特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	90,000	改正なし
産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料		
(1) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの (*2)	120,000	140,000
(2) その他的一般廃棄物処理施設に係るもの	120,000	改正なし
産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料		
(1) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの (*2)	110,000	130,000
(2) その他的一般廃棄物処理施設に係るもの	110,000	改正なし
廃棄物再生事業者登録申請手数料	39,000	改正なし

\* 1 焼却施設及び最終処分場（施行令第5条の2）

\* 2 焼却施設及び最終処分場（施行令第7条の2）

# 平成10年12月1日からすべての産業廃棄物の処理が産業廃棄物管理票制度の対象に

## マニフェスト・システムについて (産業廃棄物管理票) (伝票・電子情報)

### 廃棄物処理法が改正されました

平成10年12月1日から、すべての産業廃棄物の処理が産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の対象になります。

産業廃棄物の処分を収集運搬業者や処分業者に委託する事業者(排出事業者)は、従来の複写式紙伝票による方式(紙マニフェスト)か、パソコンを使った新しい方式(電子マニフェスト)のどちらかを選ばなくてはなりません。

マニフェスト制度は、平成2年から厚生省の行政指導により始まった制度です。平成5年4月1日からは、特に有害な一部の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)について、マニフェスト制度が義務づけられています。マニフェスト制度は、工場や建設業者など産業廃棄物の処理を委託する事業者が、産業廃棄物の収集・運搬、処分の流れを自分で把握し、不法投棄の防止などの適正な処理を確保することを目的にしています。

紙マニフェスト制度では、排出事業者は、廃棄物の運搬や処分が終わりしだい、収集運搬業者や処分業者からマニフェスト伝票の写しを受け取り、処理状況の確認をします。また、このマニフェストを保管し、年間の実績などの報告書を都道府県や政令市に提出しな

ければなりません。

今回、すべての産業廃棄物の処理がマニフェスト制度の対象に拡大されたのを機会に、事務の簡素化のため新しく電子マニフェスト制度が創設されます。電子マニフェストでは、運搬や処分の状況がパソコンの画面で把握できるほか、マニフェストの保管がいらなくなります。また、都道府県や政令市への実績報告も「情報処理センター」が代行するようになります。

### 電子マニフェスト制度の利点

#### 事務手続きの大幅な簡素化

マニフェストの交付がすべての産業廃棄物について義務づけられることで、排出事業者等の事務手続きは煩雑となることが予想されますが、電子マニフェストは、こうした事務手続きを以下のように大幅に簡素化します。

#### ①交付(記入)事務の簡素化

マニフェスト情報の記憶や項目選択入力の活用により、排出事業者、収集運搬業者、処分業者それぞれにおいて、マニフェストの記入が容易になります。

#### ②送付事務の簡素化

パソコンで運搬・処分終了報告を行えるた

め、収集運搬業者、処分業者から排出事業者へ郵送等によりマニフェストを送付する必要がなくなります。

### ③保存・報告事務の簡素化

マニフェスト情報を情報処理センターで保

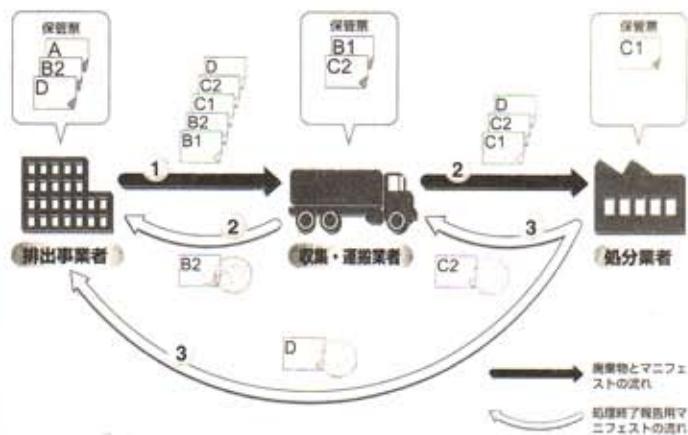
存するため、マニフェストの保存義務はかかりません。また、排出事業者による年1回の都道府県・政令市へのマニフェスト交付状況報告も、情報処理センターが行うため、不要となります。

その他の利点

## 電子マニフェストの仕組み

電子マニフェストは、厚生大臣が指定する情報処理センターと排出事業者・収集運搬業者・

### 紙マニフェスト



### ●紙マニフェスト運用の流れ

#### ① 産業廃棄物の引渡し時

##### 排出事業者：

- 必要的事項を記入して収集運搬業者に交付します。
- A票を保管します。

#### ② 運搬の終了時

##### 収集運搬業者：

- 運搬先の処分業者に渡します。
- 処分業者の押印したB2票を排出事業者に送付して運搬終了を報告します。
- B1票を保管します。

#### ③ 処分の終了時

##### 処分業者：

- 押印したC2票を収集運搬業者に、D票を排出事業者に送付して処分終了を報告します。
- C1票を保管します。

### ● 排 出 事 業

- A票、B2票（運搬終了の報告）、D票（処分終了の報告）を照らし合わせ、運搬・処分終了を確認します。

- A票、B2票、D票を5年間保管します。

- 毎年の交付状況を整理・集計し、都道府県・政令市に報告します。

- 引渡しから一定期間内に送付されてこなければ、状況を把握し都道府県・政令市に報告します。

### ● 収 集 運 搬 業 者

それぞれB1・C2票、C1票を5年間保管します。

**①処理状況の即時把握**

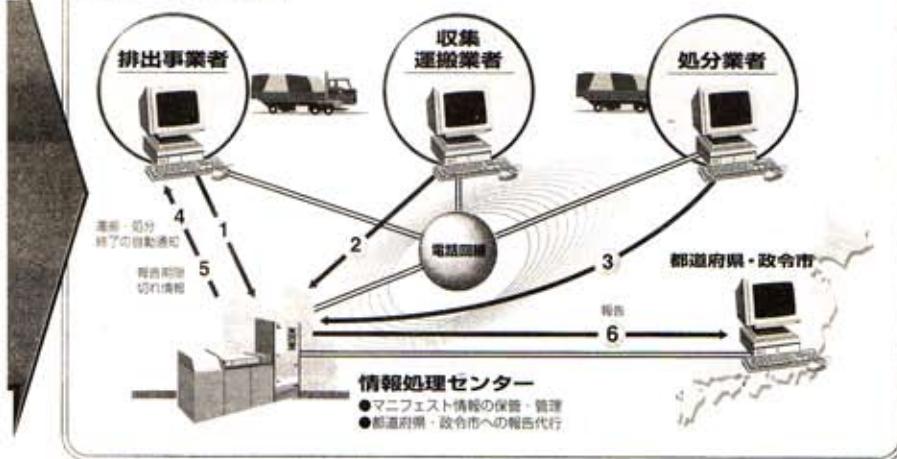
情報処理センターに照会することにより、産業廃棄物が収集運搬、処分のどの段階にあるかを即時に把握できます。また、法定の運搬・処分終了報告の期限を超過しているマニフェ

スト情報は、排出事業者に自動通知されます。

**②マニフェストデータの活用**

情報処理センターに保管しているデータを自由にパソコンに取り込めるので排出状況の管理等に活用することができます。

**処分業者をパソコンでつないでマニフェスト情報を報告・管理するシステムです。**

**電子マニフェスト****●電子マニフェスト運用の流れ****者 の 責 務 ●**

1. 運搬・処分終了をパソコンで確認します。
2. 保管、年次報告は情報処理センターが代行します。
- 3.
4. 引渡しから一定期間内に終了報告がなされない場合、情報処理センターから通知が来ます。(状況把握とその報告は自ら行います)

**処 分 業 者 の 責 務 ●**

保管は、情報処理センターが代行します。

**1 産業廃棄物の引渡し時**

**排出事業者：**  
パソコンに必要事項を入力して情報処理センターに登録します。

**2 運搬の終了時**

**収集運搬業者：**  
パソコンで情報処理センターに運搬終了を報告します。  
(センターは、これを排出事業者のパソコンに自動通知)

**3 処分の終了時**

**処分業者：**  
パソコンで情報処理センターに処分終了を報告します。  
(センターは、これを排出事業者のパソコンに自動通知)

## 【操作画面】※画面は確定ではありません。変更することがあります。

### 1. マニフェスト登録(操作対象: 排出事業者)

排出事業者がマニフェスト情報を情報処理センターに登録する場合の画面。

廃棄物の種類、数量、委託先の収集運搬業者及び処分業者などの情報を登録します。

マニフェスト登録画面

マニフェスト登録 [frm-MH100]

メニュー：編集(E) フォント(F) ヘルプ(H)

日付情報  
登録日 1998/05/09 受取日 1998/05/05 連絡番号 1000001-9805

排出事業者情報  
排出事業者 排出事業者3  
登録担当者 山崎二郎 引き渡し担当者 佐藤三郎

廃棄物登録  
種類 建築汚泥  
数量 10.0 単位 t  
荷造り 単品の数量 0.0

収集運搬情報  
収集運搬業者 第一運輸 運送方法 車両

処分情報  
処分業者 第一処分  
処分事業者 第一処分処分場2  
処分方法

F1ヘルプ F2検索 F3削除 F4選択 F5詳細 F6登録 F7次頁 F8新規 F9送信 F12戻る

単位として個・台も選択できます。  
細分化した分類コードから選択できます。

排出事業者、収集運搬業者、  
処分業者がメモとして共有する  
情報です。

排出事業者が自由に採査し、  
管理できます。

### 電子マニフェストの加入手続き

電子マニフェストを利用するには、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の三者が電子マニフェストに加入していることが必要です。

加入者が準備する機器は、パソコン(Windows95が動作するもの)、モデム、電話回線です。

加入手続きは、情報処理センターに加入申込みを行い、名称や所在地を登録します。

電子マニフェストの利用に必要なソフトウェア、加入者番号(ID番号)と暗証番号(パスワード)を情報処理センターから受け取ります。

なお、利用に当たっては料金が必要ですが、金額等についての必要経費を勘案して情報処理センターが決定することになります。

登録詳細画面(必要に応じて入力)

登録詳細画面(必要に応じて入力)

「F5 詳細」により登録詳細画面が表示されます。

詳細画面に切替

再委託、収集運搬の区間委託、積替保管等の情報を入力する場合の画面です。

処分方法の選択画面(ポップアップ)の例

「F4 選択」によりポップアップ画面が表示されます。

ポップアップ画面を表示

各入力項目で、あらかじめ登録されている内容を表示して選択入力する画面です。表示内容から選択して画面に入力することができ、入力操作が簡単に行えます。

\*複数件のマニフェストをまとめて1回の送信で登録できます。

排出事業場別、廃棄物の種類別に直近のマニフェスト情報をパソコンに記憶しています。これを「F2)検索」で呼び出すことにより、入力操作が省力化できます。



## 2. 運搬終了報告（操作対象：収集運搬業者）

収集運搬業者が運搬が終了したことを情報処理センターへ報告する画面。

入力手順

- ①情報処理センターからマニフェスト情報を読み込み、パソコンの画面に一覧表示します。
- ②一覧表示から報告対象のマニフェストを選択して運搬担当者、運搬終了日等の報告内容を入力します。  
(選択したマニフェストの詳細が画面下半分に表示されます。)

運搬終了報告画面

報告詳細画面（必要に応じて入力）

報告詳細画面は、車両番号、運搬量、通信欄の情報を入力する場合の画面です。

詳細画面に切替

\*車両番号欄は、運搬した車両番号を入力できます。

\*回収した有価物の数量も入力できるようになります。

\*複数件の運搬終了報告の情報をまとめて1回の送信で報告できます。

## 3. 処分終了報告（操作対象：処分業者）

処分業者が処分が終了したことを情報処理センターへ報告する画面。

入力手順

- ①情報処理センターからマニフェスト情報を読み込み、パソコンの画面に一覧表示します。
- ②一覧表示から報告対象のマニフェストを選択して処分担当者、処分終了日等の報告内容を入力します。  
(選択したマニフェストの詳細が画面下半分に表示されます。)

処分終了報告画面

報告詳細画面（必要に応じて入力）

報告詳細画面は、廃棄物の受領日、受入量、通信欄の情報を入力する場合の画面です。

詳細画面に切替

\*受入量の欄は、処分業者が受け入れた数量を入力できます。

\*複数件の処分終了報告の情報をまとめて1回の送信で報告できます。

## 電子マニフェストシステムの利用について

1. 運用開始日 平成10年12月1日

2. 利用料金及び加入の単位

加入単位	排出事業者 原則事業場単位(注4)	収集運搬業者 業者単位	処分業者 事業場単位
加入料(注1)	5,000円	5,000円	5,000円
基本料(年額)(注2)	25,000円	12,500円	12,500円
使用料(注3)	10円	0円	0円

(注1) 加入料：加入時にお支払いいただく料金です。

(注2) 基本料：システムの利用に係る年間の定額利用料金です。

(注3) 使用料：システムの利用に係る従量利用料金です。

電子マニフェストの登録1件ごとにお支払いいただく料金です。

(注4) 加入の単位：排出事業者は、原則として事業場単位とします。

ただし、短期間で事業が終了する家屋解体工事現場や、道路工事現場などは、当該事業場を管轄する営業所等で加入することができます。

※ 通信料（全国一律1分10円）は、加入者に負担していただきます。

3. 問い合わせ先 財團法人 日本産業廃棄物処理振興センター

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル2F  
情報処理センター

T E L 03-3487-3381 F A X 03-3487-3418

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

### 1. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の拡大

平成10年12月1日より、すべての産業廃棄物に「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の使用が義務づけられます。

### 2. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の様式等

当協会で販売する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の様式及び記載要領については（P10～11）の直行用（6枚綴りA、B1、B2、C1、C2、D票）、（P12～13）の積替用（7枚綴りA、B2、B4、B6、C1、C2、D票）のとおりです。

### 3. 購入申し込み

購入申し込みについては、（P14）の産

業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書によりお申込下さい。平成10年11月2日から販売します。価額は、1箱（100セット）2,500円です。

### 4. 旧様式の取り扱いについて

旧様式の未使用管理票（マニフェスト）をお持ちの方で新様式管理票（マニフェスト）に交換を希望される方は、単票では100セット単位、連続票では1,000セット単位で交換します。

旧様式の管理票（マニフェスト）についても、12月1日以降は改正法に準じて必要事項を記入し、不足枚数は複写する等ご使用いただければ支障はありません。

# 特 集

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

統一様式連番  
10005192013

排出事業者保存用

排出事業者	名称 住所 TEL	種類 事業場	名称 所在地 TEL	交付番号 交付者名 年月日	運搬終了報告受領 年月日
	( )		( )		
産業廃棄物	産業廃棄物の区分 特別管理産業廃棄物 特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物 有害物質等	産業廃棄物の種類 燃えがら 木くず がれき類 汚泥 油 腐敗物 腐アルカリ 金属くず 13号液体 ゴムくず 紙くず 鉛さい	産業廃棄物の名称 家畜ふん尿 家畜の死体 ばいじん 13号液体 ゴムくず 紙くず	数量・単位 処分方法 荷姿・個数	備考・通信欄
	( )	( )			
収集運搬業者	名称 住所 TEL	引取数量・単位 備考 年月日	有価物回収量・単位 備考 年月日		
	( )				
処分業者	名称 住所 TEL	引取数量・単位 備考 年月日	引取数量・単位 備考 年月日		
	( )				

(直行用) 発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載要領

### 1 基本的事項

- (1) この管理票は、A, B1, B2, C1, C2, D票の6枚複写である。
- (2) 排出事業者は、廃棄物の種類ごと及び行き先（処分事業場）ごとに管理票を交付すること。
- (3) 管理票は、廃棄物の処理の流れを把握するためのもので、廃棄物の処理に関する契約は、事前に別途行うこと。
- (4) 収集運搬業者は、運搬を終了した日から10日以内に、B2票を排出事業者（委託者）に送付すること。
- (5) 処分業者は、処分が終了した日から10日以内に、排出事業者にD票を、収集運搬業者にC2票を送付すること。
- (6) 排出事業者は、管理票交付の日から90日

（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内にB2票及びD票の送付を受けないときは、委託した廃棄物の運搬または処分の状況を把握するとともに、法律に定められた適切な措置を講ずること。

### (7) 管理票の保存

- ア 排出事業者は、収集運搬業者及び処分業者から送付されるB2, D票を5年間保存すること。
- イ 収集運搬業者は、処分業者から送付されるC2票を5年間保存すること。
- ウ 処分業者は、C1票を5年間保存すること。

### 2 記載事項

#### (1) 統一様式連番

管理票の統一様式連番は、社団法人全国

産業廃棄物連合会発行のすべての産業廃棄物管理票（マニフェスト）について同一のものが存在しない一連番号である。11桁の数字のうちの上10桁が有効な一連番号であり、下1桁は、7 D R法で求められるチェックディジットである。チェックディジットは、コンピュータへのキー入力等におけるエラー検出に利用できる。

#### (2) 排出事業者欄

- ア 排出事業者の名称、住所、電話番号、事業場の名称、所在地及び電話番号を記入する。事業場名は廃棄物の排出場所とする。
- イ 交付者署名欄には、排出事業者が管理票を交付した日付を記入し、管理票の交付を担当した者が署名する。
- ウ 交付番号欄には、排出事業者が管理票を管理するためにつける交付番号を記入する。統一様式連番を交付番号とする場合には、「同上」と記入する。
- エ 運搬終了報告受領欄には、B 2 票の返送を受けた時、処分終了報告受領欄には、D 票の返送を受けた時それぞれA 票と照合確認した上で日付を記入する。

#### (3) 産業廃棄物欄

##### ア 産業廃棄物の区分欄

「特別管理産業廃棄物」もしくは「特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物」の該当する一方にチェックマーク（印）をつける。

✓

##### イ 有害物質等欄

廃棄物が有害物質を含む場合にその有害物質名を記入する。廃棄物が爆発性、感染性、腐食性等を有する場合にはその旨を記入する。

##### ウ 産業廃棄物の種類欄

廃棄物の種類のあてはまるものにチェックマークをつける。

##### エ 産業廃棄物の名称欄

廃棄物の具体的名称を記入する（例示……農業ビニル、苛性ソーダ廃液、廃タイヤ、廃冷凍庫等）。

##### オ 数量・単位欄

廃棄物の重量又は体積をトン（t）、キログラム（kg）又は立方メートル（m<sup>3</sup>）、リットル（l）等の単位とともに記入する。

##### カ 荷姿・個数欄

バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿及びその個数を記入する。

##### キ 有価物回収予定数量・単位欄

運搬の途中での有価物回収予定数量を単位とともに記入する。

##### ク 処分方法欄

「焼却」、「破碎」、「安定型埋立」、「管理型埋立」等の処分方法を記入する。

##### ケ 備考・通信欄

取扱上の注意事項等を記入する。

#### (4) 収集運搬業者欄

ア 実際に廃棄物の運搬を実行する収集運搬業者の名称、住所及び電話番号を記入する。

イ 有価物回収量・単位欄には、運搬の途中で回収した有価物の数量を単位とともに記入する。

ウ A, B 1, B 2, C 1, C 2, D 票の引受署名欄には、廃棄物の運搬を引き受けた者が、その日付を記入し、署名する。

エ B 1, B 2, C 1, C 2, D 票の終了署名欄には、廃棄物の運搬を終了したとき、運搬した者が、その日付を記入し、署名する。

#### (5) 処分業者欄

ア 実際に廃棄物の処分を実行する処分業者の名称、住所及び電話番号、処分を行う事業場の名称、所在地及び電話番号を記入する。なお、海洋投入処分について搬出するバースの名称も記入する。

イ 引受数量・単位欄には、処分を行う事業場に受け入れた廃棄物の数量を単位とともに記入する。

ウ B 1, B 2, C 1, C 2, D 票の引受署名欄には、処分業者が、廃棄物を受け入れた日付を記入し、署名する。

エ C 1, C 2, D 票の終了署名欄には、処分業者が、廃棄物の処分を終了した日付を記入し、署名する。

特集

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載要領

産業廃棄物の種類一覧
燃えがら
汚泥
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類
紙くず
木くず
繊維くず
動植物性残さ
ゴムくず
金属くず
ガラス・陶磁器くず
鉱さい
がれき類
家畜ふん尿
家畜の死体
ぱいじん
13号廃棄物

## 1 基本的事項

- |           |   |
|-----------|---|
| 燃えがら      | (1) この管理票は、A, B 2, B 4, B 6, C 1, C 2, D票の7枚複写である。なお、収集運搬業者が控えを必要とする場合には、各自必要に応じてB 2, B 4票もしくはB 6票を複写し、それぞれB 1, B 3票もしくはB 5票として使用するものとする。 |
| 汚泥        |   |
| 廃油        |   |
| 廃酸        |   |
| 廃アルカリ     |   |
| 廃プラスチック類  |   |
| 紙くず       |   |
| 木くず       |   |
| 繊維くず      |   |
| 動植物性残さ    |   |
| ゴムくず      |   |
| 金属くず      |   |
| ガラス・陶磁器くず |   |
| 鉱さい       |   |
| がれき類      | (2) 排出事業者は、廃棄物の種類ごと及び行き先(処分事業場)ごとに管理票を交付すること。   |
| 家畜ふん尿     |   |
| 家畜の死体     |   |
| ばいじん      | (3) 管理票は、廃棄物の処理の流れを把握するためのもので、廃棄物の処理に関する契約は、事前に別途行うこと。  |
| 13号廃棄物    |   |
|           | (4) 第1区間の運搬を行った収集運搬業者は、運搬を終了した日から10日以内に、B 2票を排出事業者(委託者)に送付すること。第2区間の運搬を行った収集運搬業者  |

ためのもので、廃棄物の処理に関する契約は、事前に別途行うこと。

(4) 第1区間の運搬を行った収集運搬業者は、運搬を終了した日から10日以内に、B2票を排出事業者(委託者)に送付すること。第2区間の運搬を行った収集運搬業者

は、運搬を終了した日から10日以内に、B 4 票を排出事業者に送付すること。第3区間の運搬を行った取集運搬業者は、運搬を終了した日から10日以内に、B 6 票を排出事業者に送付すること。

- (5) 処分業者は、処分が終了した日から10日以内に、排出事業者にD票を、最終区間の収集運搬業者にC2票を送付すること。

(6) 排出事業者は、管理票交付の日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)以内に運搬区間に応じたB2, B4, B6票及びD票の送付を受けないとときは、委託した廃棄物の運搬または処分の状況を把握するとともに、法律に定められた適切な措置を講ずること。

(7) 管理票の保存

ア 排出事業者は、運搬区間に応じて収集運搬業者から送付されるB2, B4, B6票及び処分業者から送付されるD票を5年間保存すること。

イ 最終区間の運搬を行った収集運搬業者は、処分業者から送付されるC2票を5年間保存すること。

ウ 処分業者は、C1票を5年間保存すること。

## 2 記載事項

### (1) 統一様式連番

管理票の統一様式連番は、社団法人全国産業廃棄物連合会発行のすべての産業廃棄物管理票（マニフェスト）について同一のものが存在しない一連番号である。11桁の数字のうちの上10桁が有効な一連番号であり、下1桁は、7 D R 法で求められるチェックディジットである。チェックディジットは、コンピュータへのキー入力等におけるエラー検出に利用できる。

### (2) 排出事業者欄

- ア 排出事業者の名称、住所、電話番号、事業場の名称、所在地及び電話番号を記入する。事業場名は廃棄物の排出場所とする。
- イ 交付者署名欄には、排出事業者が管理票を交付した日付を記入し、管理票の交付を担当した者が署名する。
- ウ 交付番号欄には、排出事業者が管理票を管理するためにつける交付番号を記入する。統一様式連番を交付番号とする場合には、「同上」と記入する。
- エ 運搬終了報告受領欄には、最終運搬区间に応じたB 2, B 4 票もしくはB 6 票の返送を受けた時、処分終了報告受領欄には、D 票の返送を受けた時それぞれA 票と照合確認した上で日付を記入する。

### (3) 産業廃棄物欄

#### ア 産業廃棄物の区分欄

「特別管理産業廃棄物」もしくは「特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物」の該当する一方にチェックマーク（✓印）をつける。

#### イ 有害物質等欄

廃棄物が有害物質を含む場合にその有害物質名を記入する。廃棄物が爆発性、感染性、腐食性等を有する場合にはその旨を記入する。

#### ウ 産業廃棄物の種類欄

「産業廃棄物の種類一覧」をもとに該当する廃棄物名を記入する。

#### エ 産業廃棄物の名称欄

廃棄物の具体的名称を記入する（例示……農業ビニル、苛性ソーダ廃液、廃タイヤ、廃冷凍庫等）。

#### オ 数量・単位欄

廃棄物の重量又は体積をトン（t）、キログラム（kg）又は立方メートル（m<sup>3</sup>）、リットル（ℓ）等の単位とともに記入する。

- カ 荷姿・個数欄  
バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿及びその個数を記入する。
- キ 有価物回収予定数量・単位欄  
運搬の途中での有価物回収予定数量を単位とともに記入する。
- ク 処分方法欄  
「焼却」、「破碎」、「安定型埋立」、「管理型埋立」等の処分方法を記入する。
- ケ 備考・通信欄  
取扱上の注意事項等を記入する。

### (4) 収集運搬業者欄

- ア それぞれの運搬区间について実際に廃棄物の運搬を実行する収集運搬業者の名称、住所及び電話番号を記入する。
- イ 運搬の途中で廃棄物の積替えを行う場合には、積替えを行う場所の名称、所在地及び電話番号を記入する。
- ウ 有価物回収量・単位欄には、運搬の途中で回収した有価物の数量を単位とともに記入する。
- エ A, B 2, B 4, B 6, C 1, C 2, D 票の引受署名欄には、廃棄物の運搬を引き受けた者が、その日付を記入し、署名する。
- オ B 2, B 4, B 6, C 1, C 2, D 票の終了署名欄には、廃棄物の運搬を終了したとき、運搬した者が、その日付を記入し、署名する。

### (5) 処分業者欄

- ア 実際に廃棄物の処分を実行する処分業者の名称、住所及び電話番号、処分を行う事業場の名称、所在地及び電話番号を記入する。なお、海洋投入処分については搬出するバースの名称も記入する。
- イ 引受数量・単位欄には、処分を行う事業場に受け入れた廃棄物の数量を単位とともに記入する。
- ウ B 2, B 4, B 6, C 1, C 2, D 票の引受署名欄には、処分業者が、廃棄物を受け入れた日付を記入し、署名する。
- エ C 1, C 2, D 票の終了署名欄には、処分業者が、廃棄物の処分を終了した日付を記入し、署名する。

# 特 集

\* No. \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_  
\* No. \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

### 購 入 申 込 書

次のとおり購入したいので申し込みます。  
(単票1箱=100セット入  
連続票1ケース=1,000セット入)

マニフェスト（管理票）の区分	種類	単価（円）	数量	備考
産業廃棄物管理票【直行用】6枚	単票	2,500	箱	
産業廃棄物管理票【積替用】7枚	単票	2,500	箱	
産業廃棄物管理票【直行用】6枚	連続票	25,000	ケース	コンピュータ用
産業廃棄物管理票【積替用】7枚	連続票	25,000	ケース	コンピュータ用

* 支払方法	振込 No.
	現金
*	整理

平成 年 月 日

〒

住 所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

代表者又は  
取扱責任者 \_\_\_\_\_ ㊞

電話番号 \_\_\_\_\_

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

## 廃棄物処理法施行規則の改正 の概要(2)について

平成10年10月9日付(財)日本産業廃棄物処理振興センター(教育研修部)より、「厚生大臣認定講習会」補足資料の送付がありましたので、ご参考までにお知らせします。

### 廃棄物処理法施行規則の改正 の概要(2)

平成9年6月18日付けで公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」において管理票制度の適用範囲がすべての産業廃棄物に拡大されたことに伴い、同法に基づく施行規則が改正されました(厚生省令第77号。平成10年9月22日付けで公布)ので、その概要をお知らせします。

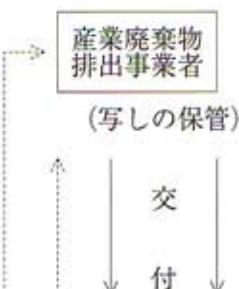
#### (主な改正点)

- ・産業廃棄物管理票及び情報処理センターの利用について詳細が定められた。詳細は下記のとおりです。

#### (施行期日)

- ・この改正施行規則は平成10年12月1日から施行

### 1 産業廃棄物管理票について

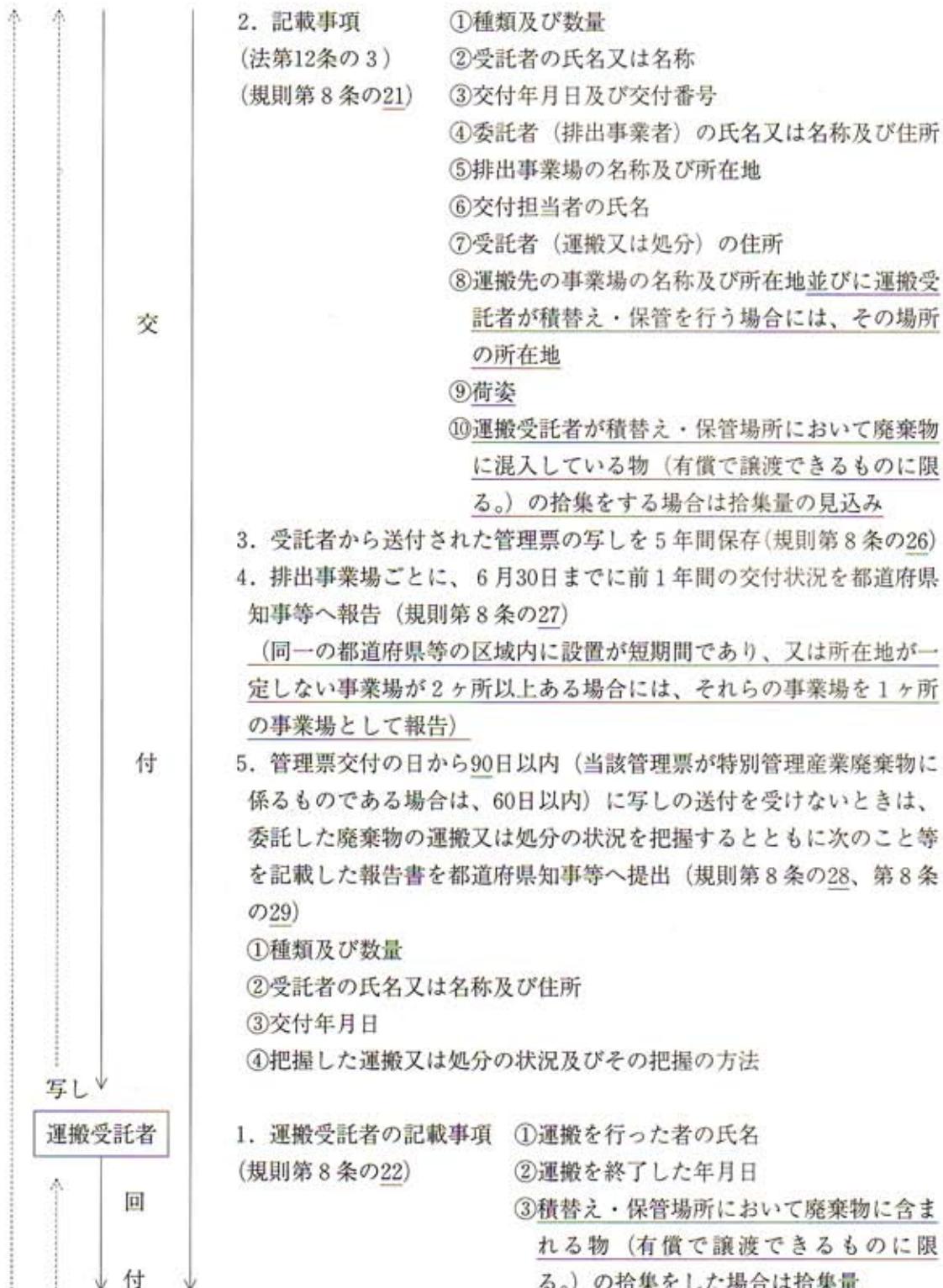


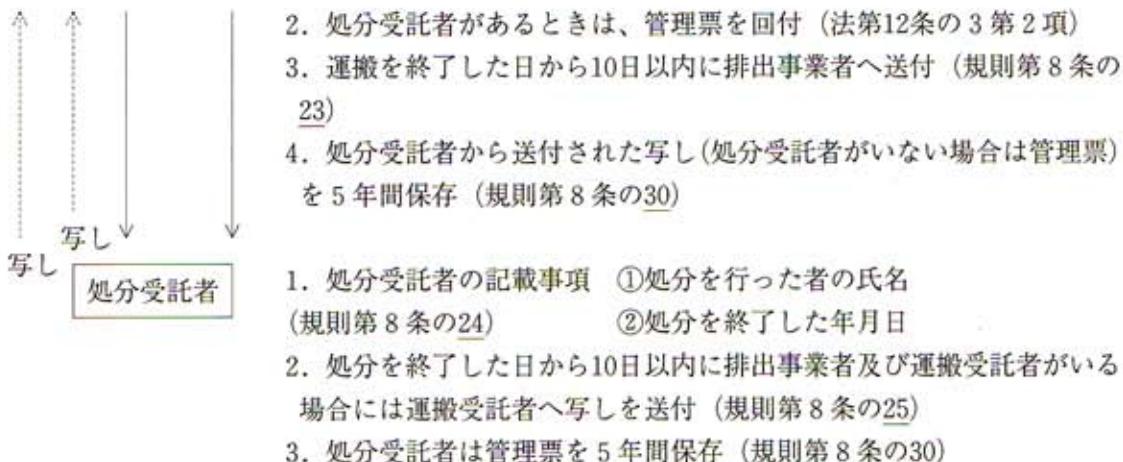
#### 1. 交付の方法 (規則第8条の20)

- ①種類ごとに交付
- ②受託者に引き渡す際に交付
- ③種類、数量、及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違ないことを確認
- ④管理票の写しは受託者から写しの送付があるまで保管

特

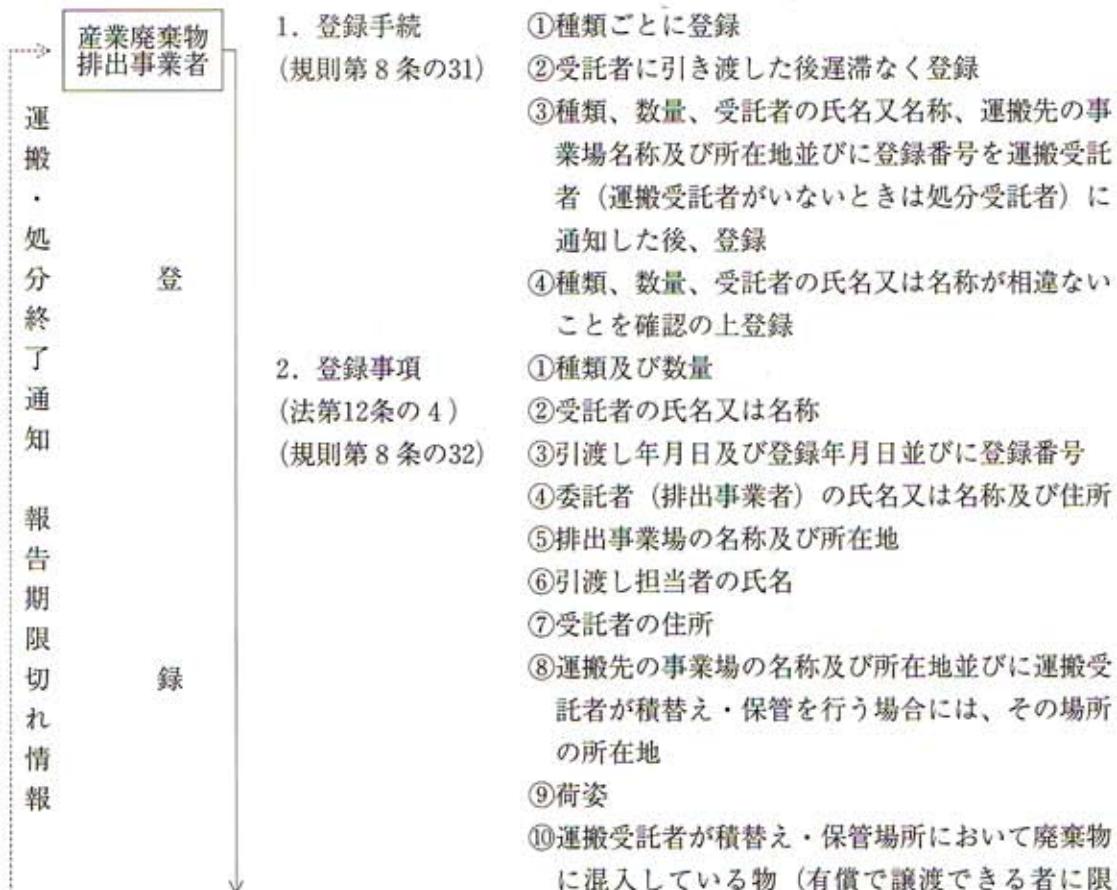
集



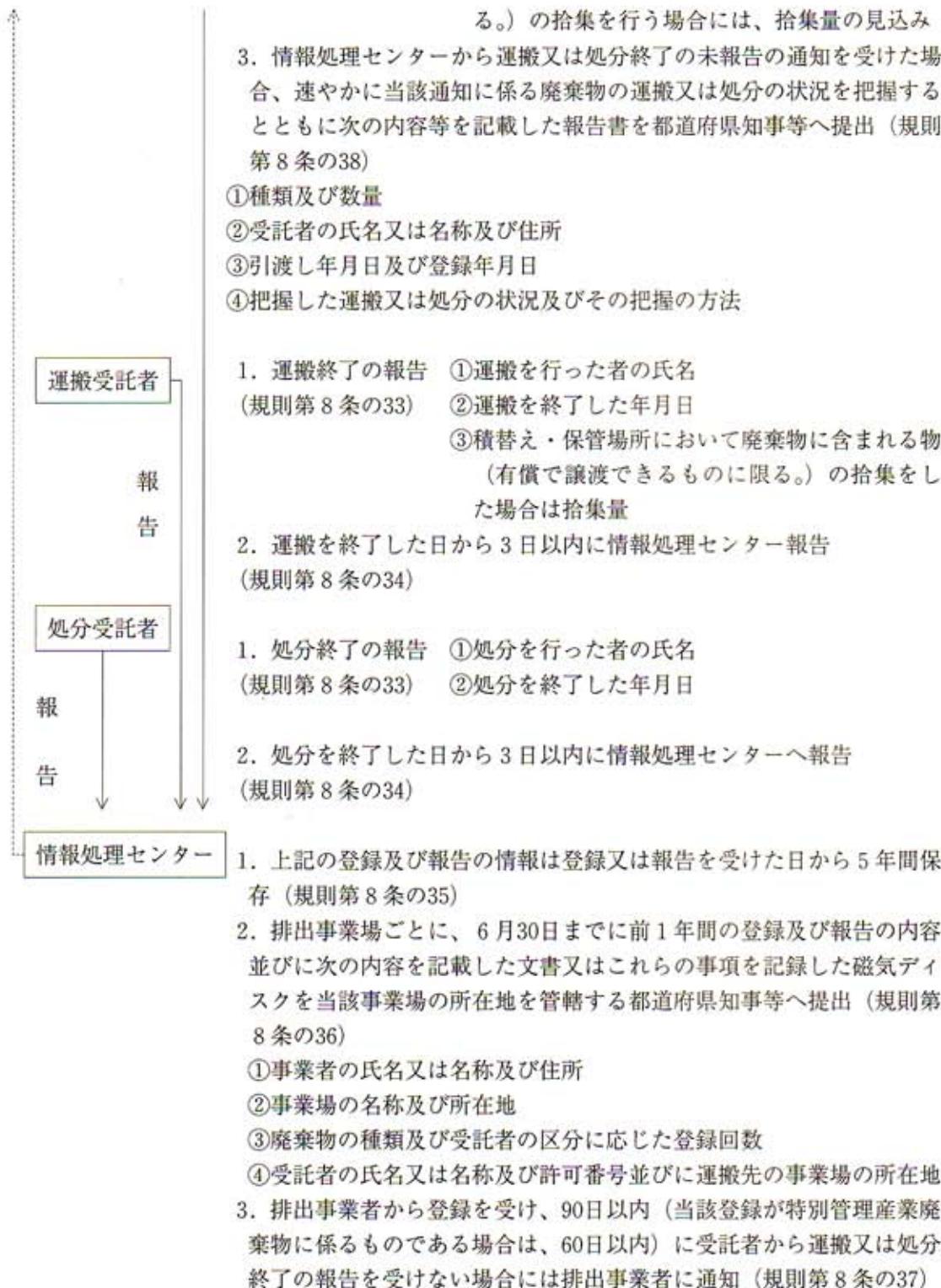


\*アンダーライン部分は、改正された箇所

## 2 情報処理センター利用について



# 特集



### 3 産業廃棄物管理票、情報センター利用において共通事項

#### 勧 告

都道府県知事等は、排出事業者、運搬受託者又は処分受託者が上記の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、産業廃棄物の適正処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。(法第12条の5)

#### 罰 則

管理票に虚偽の記載をし、又は情報処理センターに虚偽の登録をした場合、30万円以下の罰金(法第29条第3号の2)

#### 措 置 命 令

管理票を交付せず、又は管理票に虚偽の記載をし、若しくは情報処理センターに虚偽の登録をした者は、措置命令の対象となる。(法第19条の4)

### 4 産業廃棄物管理票の交付を要しない場合が定められた(規則第8条の19)

- ① 市町村又は都道府県(事務として産業廃棄物の処理を行う場合に限る。)に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- ② 海防法第20条第2項に規定する廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者に廃油の運搬又は処分を委託する場合
- ③ 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集・運搬又は処分を業として行う者に当該産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合
- ④ 再生利用に係る特例の制度(法第15条の4の2)において認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物を当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合
- ⑤ 規則第9条第2号又は第3号の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの運搬を委託する場合
- ⑥ 規則第10条の3第2号又は第3号の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの処分を委託する場合
- ⑦ 国(廃棄物の処理を業務として行う場合に限る。)に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- ⑧ 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の運搬及び処分を行う者に当該産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- ⑨ 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者に本邦から輸出の相手国までの産業廃棄物の運搬を委託する場合
- ⑩ 海防法第20条第1項に規定する廃油処理事業を行う者に同法第9条第3項に規定する外国船舶において生じた廃油の運搬又は処分を委託する場合

# わがまちの産業廃棄物問題と対策

## 産廃物循環型社会 の構築にむけて



高山市長 土野 守

日頃より岐阜県産業廃棄物保全協会並びに会員のみなさまには、産業廃棄物の適正処理に対して格別のご支援、ご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

当市は県北部の飛騨地方の中心都市として木工関連産業と観光産業を中心に発展しております。特に念願であった「安房トンネル」の開通により、関東地方からの直接ルートが確立され、今後の発展を大いに期待しているものであります。

廃棄物問題に関しては、人口の増加率に比べ廃棄物の排出量が大幅に増大しておりましたことから、平成4年度にごみ減量化対策として「シール制」を導入いたしました。

この対応により、導入年度は前年度比で家庭ごみの約20%の減量化を図ることができましたが、その後は微増傾向にあります。

また、高山市近辺に民間の産業廃棄物処理施設がないため、やむなく「あわせ処理」として、市内発生産業廃棄物のうち当市処理施設（高山市清掃工場）で処理可能な産業廃棄物を受け入れておりますが、その量は少しずつ増えてきております。

廃棄物問題は、処理施設の不足が第一の課題であるとの認識もありますが、根本は廃棄

物を廃棄物としてではなく再資源化物として位置付けそれを最大限利用していくことが最も重要なことであると考えております。

一般廃棄物に関しましては、平成9年4月から施行の「容器包装リサイクル法」に基づき、本市におきましても平成9年10月から缶、びん、ペットボトルの分別収集を開始しております、平成9年度の半年間で約550トンの回収となっております。

また古紙類などについては、昭和30年代から地域のボランティア団体などにより集団資源回収が地域活動として根付いており、平成9年度は、約3,520トンを回収していただけております。

再資源化物として回収されても、それを使用していかなければリサイクルは完結いたしません。したがって今後リサイクル製品の使用拡大に向けた施策を展開していく必要があります。

産業廃棄物については、本市においてはその多くが工作物の解体に係わるものであるため、リサイクルするにあたっては解体現場での徹底した分別が必要となってきますが、いずれにしても産業廃棄物はその排出者自らが減量化と再資源化を推進していく必要があり市としましてもそれらの啓発・指導を強化していきたいと考えております。

廃棄物問題はそのまま環境問題につながってくるものであり、社会構造を廃棄物循環型に転換していくことが「環境にやさしいまちづくり」につながるものであると確信しております。

最後に、安全で健康な住民生活の確立に向けて、貴協会がますますご発展されることと会員のみなさまのご活躍を心よりお祈り申し上げます。

## 生ゴミゼロ宣言 の町安八町



安八町長 小川徳喜

昭和60年第二次総合計画（昭和60年度～昭和70年度）を策定し、将来像である「みどりの田園工業都市」の実現を目指し、町民の理解と協力を得ながら、まちづくりを展開してきました。ところが、その間における社会情勢は大きく変化し、急速に進む都市近郊型社会に対応した基盤づくり、高齢化社会に対する福祉対策、ゆとりや豊かさに対する価値観の多様化など、21世紀に向けた施策は、新しい発想と感覚が重要になってまいりました。主張しております「心豊かな住みよいまちづくり」には、生活環境の改善整備が必要であり、そのためには、まず廃棄物処理の適正を図ることとし、全町あげて減量化に取り組むことにしました。

具体的な理由としては、産業経済の急激な進展に伴って生活環境が著しく変化し排出される廃棄物が多様化し、量的にも増加の一途をたどり、その頃の行っていた各地域や子供会のリサイクル活動等では処理が追いつかず平成4年に町議会、区長会、商工会、工場会、及び資源回収業者等を結集して「安八町廃棄物減量等推進協議会」を組織しました。

協議会の活動の主なものは、

○町指定のゴミ袋（透明）に氏名を記入する。

○ゴミ袋の代金を値上げする。

○リサイクル活動に対する助成。

などで減量化作戦はかなりの効果をあげることができました。しかし、この減量化作戦にも自ずと限界があり、次の対策として生ゴミの堆肥化を推進することにしました。

本町内各家庭から排出されるゴミは、年間1,742トンでその大部分は生ゴミであり、その生ゴミを処理することこそゴミ減量に直結することに思いをいたし、平成8年生ゴミ処理機5台を導入してモニターに試行を依頼しました。その結果は良好と思われたので平成9年さらに32名のモニターを委嘱して実施したところ、いずれも結果良好と認められたので、平成10年度より全町内に処理機の設置を計画し、「生ゴミ処理機設置事業」として予算化し処理機設置に対して補助金を交付することになりました。補助の内訳は、家庭用生ゴミ処理機一台につき助成額二万円、チップに二千円。助成対象となる処理機はいずれのメーカーでも構わないが、微生物の働きにより発酵し、有機肥料になるもので、本年度とおりあえず1,500台分を予算計上し、各家庭からの申込みを受けつけたところ8月末で1,330世帯に設置が終わり好評のうちに生ゴミ減量化の実績をあげております。

今後も継続事業として、全世帯普及を目指し生ゴミ減量作戦を展開中で全国初の生ゴミゼロの町実現を目指して頑張っております。

終わりに、貴協会の益々のご活躍を祈念申し上げます。

# 平成10年度岐阜県環境づくり県民会議推進大会 300人が参加して盛大に開催



推進大会で挨拶する桑田宜典岐阜県副知事

県、各市町村、県内の事業者団体及び県民各種団体が一体となった「岐阜県環境づくり県民会議（会員260団体、会長・梶原拓知事）」主催の本年度推進大会が9月1日(火)1時30分から3時30分まで岐阜市内ホテルグランヴェール岐山2F「カルチャーホール」において関係者約300人が参加し盛大に開催されました。

はじめに、桑田宜典副知事が、環境問題について特に地球温暖化は深刻であり、二酸化炭素の排出量削減などに世界各国が取り組む必要があり、温暖化防止に先進各国が数値目標をさだめて京都議定書が採択されたことは大変意義あることとあいさつ。

続いて、環境保全推進功労者として、個人1名、環境保全推進功労団体2団体に知事感謝状が贈られました。

続いて、基調講演として、「環境・エネルギーそして人」と題して岐阜大学工学部助教授守富寛氏が講演。また、事例発表として、①県

地域婦人会連合会環境家計簿専門委員長安藤光恵氏から「地球にやさしい実践活動女性リーダー」150名の育成を通じた環境保全についての知識の啓発や実践活動の展開、②萩原エレクトロニクス株式会社参事福永明三氏から、県内の中小企業として環境管理に関する国際企画「ISO14001」を取得した事例がそれぞれ発表されました。

当日参加者は、CO<sub>2</sub>削減のため、原則徒歩又は公共交通機関によって推進大会に参集しました。

## 岐阜県産廃物問題連絡協議会研究会

10月8日午後1時から、岐阜県水産会館において「岐阜県廃棄物問題連絡協議会研究会」が岐阜県廃棄物対策課主催により開催されました。

当協会から林専務理事が出席しました。

研究会では、川瀬環境局長から岐阜県の最終処分場は、県議会でも答弁がなされたように残余量は2年間程と大変逼迫していると挨拶され、それぞれ次の議題について資料に基づき報告、説明等がなされました。

### 議題

1. 平成8年度産業廃棄物実態調査結果について
2. 廃棄物処理マスタープランの策定について
3. (仮称) 廃棄物処理に関する条例について

10月17日・18日

## 「地球環境村ぎふフェア'98」を開催 廃棄物減量化やリサイクル思想の普及啓発を促進



地球環境村ぎふフェア'98で開催した岐阜県産業環境保全協会の  
「ちびっこクイズ」コーナー

10月17日(土)、18日(日)の2日間可児市瀬田「花フェスティ記念公園」において「地球環境村ぎふフェア'98」が開催されました。

同フェアは一般県民を対象に廃棄物の減量化、リサイクル思想の普及啓発と「地球環境村」構想のPRを行うとともにリサイクル関

連産業の振興を図ることを目的に開催されたもので、主な行事として環境美化功労者の表彰等式典が企画されておりましたが、初日から台風10号の影響による強い風雨のため、翌日の式典は中止となりましたが、環境・リサイクル関連企業展、アトラクションとしてエコエコクッキング、マジックショー、ちびっこクイズ等楽しい催しとともにフリーマーケット、リサイクル体験コーナー等も設けられました。

当協会も会員の皆様のご協力を得まして18日には「ちびっこクイズ」を開催し、正解者に対し賞品としてゴム風船、鉛筆、花の種を配布しました。

特にゴム風船は子供たちに大変喜ばれ、私達にとりましても楽しい1日でした。

### 図書紹介

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法令集

編集・発行：社団法人岐阜県産業環境保全協会

「廃棄物処理及び清掃に関する法律」の改正に伴い、当協会では独自に法律、法令集をまとめました。

本署の特色としては

- 1、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令（政令）、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則（省令）に分けて、各条文を三段組にして解りやすくまとめました。
- 2、施行令、施行規則の細則、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令、各種様式等を参考資料として巻末に収録しました。

来る11月に発行し、会員の皆様に配布いたします。また希望者（一般）には、実費（1,800円）=送料別にて頒布します。

数に限りがありますので、売り切れの場合にはご容赦願います。

平成10年度

### 第2回理事会開催

平成10年度第2回理事会（書面表決）が開催されました。この理事会は、6月22日社環保第18号により「新規加入会員の承認について」6月30日迄に表決するよう依頼して開催されたもので、賛助会員6名の新規加入が全理事の賛同を得て承認されました。

### 第3回理事会開催

平成10年度第3回理事会（書面表決）が開催されました。この理事会は、7月31日社環保第22号により「新規加入会員の承認について」8月7日迄に表決するよう依頼して開催されたもので、正会員9名、賛助会員2名の新規加入が全理事の賛同を得て承認されました。

### 第4回理事会開催

平成10年度第4回理事会が9月3日(木)午前10時から「岐阜県県民ふれあい会館」特別会



第4回 理事会

議室において開催されました。この理事会には次の議案が提案され、いづれの議案についても原案のとおり可決承認されました。

また、この理事会は県から廃掃法改正に伴う「指導要綱」の改正の概要について説明を

聞くため開催されたもので、廃棄物対策課立木総括技術課長補佐、松岡課長補佐兼産業廃棄物係長及び大坪技術主査から改正概要について説明を聞き質疑を行いました。

議案

- 第1号議案 役員の選任について
- 第2号議案 委員会の委員構成について
- 第3号議案 新規加入会員の承認について

また、報告事項として先に書面表決により承認された新規加入会員について報告した。

### 第5回理事会開催

平成10年度第5回理事会（書面表決）が開催されました。この理事会は、9月28日社環保第37号により「新規加入会員の承認について」10月9日迄に表決するよう依頼して開催されたもので、正会員2名、賛助会員1名の新規加入が全理事の賛同を得て承認されました。

平成10年度

### 第2回広報編集委員会

(平成10年9月7日午前10時30分開催)

- 1 「ぎふ保全協会報第36号」の編集方針について
- 2 組織強化・活性化事業について

### 第2回総務委員会

(平成10年9月8日午前10時30分開催)

- 1 地球環境村ぎふフェア'98参加事業について
- 2 組織強化事業(会員の新規加入)について

### 新理事の紹介

平成10年度第4回理事会において、理事、賛助会員可茂地域産業廃棄物処理推進協議会会长菅瀬勝氏が退任され、後任会長の田中薫氏が新理事に就任されましたのでご紹介します。



田中 薫 理事

## 新委員の紹介

平成10年度第4回理事会において、委員会の構成員である賛助会員団体の代表者の異動があり、総務委員会委員、恵那地域産業廃棄物処理推進協議会会长井上孝氏が退任され、後任会長の飯島英雄氏が研修指導委員会委員、可茂地域産業廃棄物処理推進協議会会长菅瀬勝氏が退任され、後任会長の田中薰氏が適正処理委員会委員、伊奈波地域産業廃棄物処理推進協議会会长野口二郎氏が退任され、後任会長の小牧庸夫氏の各氏が新委員に選任され、就任されましたのでご紹介します。

## 岐阜県園芸用廃プラスチック 適正処理研究会の開催

平成10年8月24日午後1時から岐阜県農協会館4階第2会議室において、岐阜県から農政部園芸特産課技術課長補佐兼野菜係長細江広道氏、同課主任技師三輪能也氏、衛生環境部廃棄物対策課技術課長補佐兼産業廃棄物係長松岡由尚氏、岐阜県経済農業協同組合連合会営農対策課長藤田孝義氏の出席を得、また当協会から、小瀬理事長、清水副理事長等会員（廃プラスチック収集運搬・中間・最終処分許可業者）35名の参加を得て、岐阜県園芸廃プラスチック適正処理研究会が協会主催で開催されました。

研究会では、岐阜県工業技術センター（新素材利用技術部長）長屋喜八氏から「プラスチックの基礎的な知識」について1時間余に

わたって有益な講義を受け質疑を行い、協議事項として次の事項について協議しました。

1. 県の考え方、2. 使用済みプラスチックの現状、3. 処分方法（収集運搬・処分等）、4. 処理費用等、5. その他

## 岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の改正について（申し入れ）

9月3日開催の理事会において、県から今回の「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」改正の概要について説明があり、各理事から県に対し質疑、応答が行われました。その結果を踏まえて更に産業廃棄物処理業の範囲、設置等許可申請及び設置等届出の2項目につき、9月8日県に対し第4次申し入れを行いました。

## 改正「廃棄物処理法」等法令説明会開催

今回の廃棄物処理法等の改正に伴い、同法政省令が数回にわたって改正され、9月22日同法施行規則が最終改正され平成10年12月1日より施行されます。この機会に当協会は会員に対する説明会を11月5日1時30分から次により岐阜産業会館文化ホールにおいて開催します。

- ・廃掃法の改正について

講師 岐阜県衛生環境部廃棄物対策課

技術課長補佐兼産業廃棄物係長

松岡由尚氏

- ・岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱改正の概要について

同部同課技術主査 大坪敬明氏

- ・廃棄物焼却炉にかかる煤塵の排出基準の改正強化について

岐阜県衛生環境部環境管理技術課長補佐兼大気環境係長 酒向健治氏

- ・質疑応答

# (社)全国産業廃棄物連合会臨時総会

## ——全国正会員代表者・事務局長会議開催——

10月5日午後2時30分から東京ステーションホテル牡丹の間において(社)全国産業廃棄物連合会臨時総会・全国正会員代表者・事務局長会議が開催され、当協会から林専務理事が出席しました。

総会は、国中会長から現状回復基金の拠出について、補正予算の承認について、理事、澤事務局長が健康の都合で9月30日付け辞任されたため、役員の辞任承認について、また、マニフェストシステムにかかる施行規則が9月22日公示され今後の取り組みについて協議するため開催したとの挨拶に引き続いて次の議案について審議し、特に現状回復基金の拠出について各県から意見があり、活発な質疑があったが採決の結果各議案とも原案のとおり賛成多数で可決承認されました。

議事

第1号議案 産業廃棄物適正処理推進基金の拠出について

(社)全国産業廃棄物連合会は、廃棄物処理法第13条の12の規程に基づく産業廃棄物適正処理推進センターとして指定された、財団法人産業廃棄物処理事業振興財團が設置する同法第13条の15第1項の規定に基づく産業廃棄物適正処理推進基金に対して産業会の拠出総額の10%（本年度は2千万円）を拠出する。

第2号議案 平成10年度収支予算の補正について

第3号議案 役員の辞任について

理事・事務局長が9月30日付け辞任されたもの。

引き続いて全国正会員代表者・事務局長会議が開催され、協議事項としてマニフェスト関連省令施行に伴う取り組みについて、廃掃法施行規則のマニフェスト関連事項の改正により、石井副会長・マニフェスト検討委員長及び事務局から経過報告と説明がありました。

## お詫びと訂正

さきに会員各位に配布しました「産業廃棄物相談事例集」に、次のとおり校正ミスがありましたのでお詫び申し上げ訂正いたします。よろしくお願ひします。

### 正誤表「産業廃棄物相談事例集」

■ P53の下から3行目

(誤) 3 委託者が産業廃棄物…… (誤) 平成10年12月17日から発足する予定で……  
(正) 3 受託者が産業廃棄物…… (正) 平成10年12月1日から運用を開始する……

## 新規加入会員の紹介

5月18日開催の平成10年度第1回理事会において、次のとおり新規加入会員が承認されました。

## &lt;正会員&gt;

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
山京興産株式会社 ☎(058)323-7658	代表取締役 高田勝己	〒501-0414 本巣郡糸貫町数屋1117	中間処理業
有限会社岐北清掃社 ☎(0583)83-6276	代表取締役 山門キミ子	〒504-0813 各務原市蘇原中央町2-13	収集運搬業
有限会社キヨス合盛リサイクルセンター ☎(0576)54-1054	代表取締役 松岡貞夫	〒509-2508 益田郡萩原町尾崎647-4	中間処理業
株式会社エスピーシー ☎(05747)2-2333	代表取締役 土屋重則	〒509-1105 加茂郡白川町河岐719	中間処理業
株式会社大脇商店 ☎(0583)84-0340	代表取締役 大脇聰庚	〒509-0125 各務原市鵜沼南町2-187	収集運搬業
今尾公子（竹中商事） ☎(0584)27-1538		〒503-2304 安八郡神戸町丈六道359-1	収集運搬業
今村金属株式会社 ☎(0584)27-2657	代表取締役 今村昌弘	〒503-0025 大垣市見取町1-94	収集運搬業

## &lt;賛助会員&gt;

社名・TEL	代表者	住所	備考
十六リース株式会社 ☎(058)262-3116	代表取締役 尾崎昭喜	〒500-8833 岐阜市神田町7-12	
自然応用科学株式会社 ☎(052)212-1411	代表取締役 堀田錠一	〒460-0003 名古屋市中区錦1-13-26	
共友リース株式会社 ☎(052)262-6831	代表取締役 長谷川 静	〒460-0008 名古屋市中区栄3-2-7	

平成10年度第2回理事会（書面表決）を6月22日開催し次のとおり新規加入会員が承認されました。

## &lt;賛助会員&gt;

社名・TEL	代表者	住所	備考
東海電業株式会社 ☎(052)931-7190	代表取締役社長 上村茂平	〒461-0005 名古屋市東区東桜2-10-1	

## 協会だより

社名・TEL	代表者	住所	備考
株式会社パウハウス丸栄 ☎(058)249-3611	取締役社長 三ヶ尻 静岐	〒501-6001 羽島郡岐南町上印食5-82	
牛田匡(牛田行政事務所) ☎(058)239-0076		〒501-1177 岐阜市中西郷4-228	
しんきん総合リース株式会社 ☎(058)266-4621	代表取締役 小林 元一	〒500-8187 岐阜市吉津町2-1	
株式会社タクマ名古屋支店 ☎(052)571-5211	支店長 中島 悅雄	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-26-25	
岐阜県経済農業協同組合連合会 ☎(058)276-5301	代表理事長 大池 裕	〒500-8367 岐阜市宇佐南4-13-1	

平成10年度第3回理事会（書面表決）を7月31日開催し次のとおり新規加入会員が承認されました。

### 〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
山田誠治(セイケン工業) ☎(0572)57-4134		〒509-5202 土岐市下石町1233	収集運搬業
昭和技研株式会社 ☎(0584)88-0585	代表取締役 田中 利枝	〒503-0854 大垣市築捨町2-88-1	収集運搬業
有限会社ウチゾノ ☎(0584)62-5878	代表取締役 内園 鷹治	〒503-0111 安八郡安八町西結1310-3	収集運搬業
有限会社金井建材 ☎(058)231-5716	代表取締役 金井 素英	〒502-0931 岐阜市則武2557-8	収集運搬業
株式会社平田 ☎(058)294-3333	代表取締役 金本 隆義	〒502-0857 岐阜市正木924	収集運搬業
立花工業株式会社 ☎(0575)33-1045	代表取締役 高橋 和良	〒501-3705 美濃市立花1191-1	中間処理業
河村弘造(河村産業) ☎(0573)72-2509		〒508-0203 恵那郡福岡町大字福岡2647	中間処理業
有限会社研河合組 ☎(0583)83-1568	代表取締役 河合 健成	〒504-0853 各務原蘇原熊田町1-62	収集運搬業
日野金属産業株式会社 ☎(0584)67-3693	代表取締役 糟谷 照雄	〒192-0051 東京都八王子市元本郷町4-11-10	収集運搬業 中間処理業

### 〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
岐阜県中小企業同友会みんなでサクルを考える会 ☎(058)273-2182	代表 小川 憲二	〒500-8259 岐阜市水主町1-176-2ピースランド3F	

社名・TEL	代表者	住所	備考
東海サーモ株式会社 ☎(0584)89-8062	代表取締役社長 浅野圭一	〒503-0836 大垣市大井4-53	

9月3日開催の平成10年度第4回理事会において、次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
株式会社油研 ☎(0584)71-1888	代表取締役 水田陽造	〒503-2216 大垣市昼飯町1155	収集運搬業
企業組合国乃産興 ☎(0584)75-5072	代表理事 安部義博	〒503-0807 大垣市今宿3-47-1	収集運搬業
笠原木材株式会社 ☎(0577)52-2525	代表取締役 山田貴敏	〒509-3206 大野郡久々野町山梨69-1	中間処理業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
株式会社テック岐阜支店 ☎(058)273-1177	支店長 上杉康彦	〒500-8381 岐阜市市橋4-6-7	

9月28日開催の平成10年度第5回理事会（書面表決）において、次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
有限会社熊谷産業 ☎(0572)57-3455	代表取締役 熊谷洋美	〒509-5301 土岐市妻木町1099-2	収集運搬業 中間処理業
有限会社ナルカワ ☎(0584)71-1578	代表取締役 鳴川耕司	〒503-2201 大垣市草道島町257-2	収集運搬業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
丸伸興業株式会社 ☎(058)232-7035	代表取締役 林幹雄	〒502-0859 岐阜市城田寺1140	

参考 会員の異動状況

会員区分	4月30日現在	入会数	退会数	9月28日現在	増減
正会員	184	21	10	195	11
賛助会員	47	13	3	57	10
特別会員	2	—	—	2	—
計	233	34	13	254	21

## 〈協会への入会のおすすめ〉

協会組織の拡充強化を図るため、  
会員の増強について会員各位にお願いします

### ★入会のご案内

産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、失われつつある住民との信頼関係の回復に努めています。

こうした考え方方に立って当協会は、産業廃棄物の処理を通して「安心して住める、岐阜県づくり」に貢献することを願っています。

ついては、産業廃棄物業界の方々が会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますようご入会をご案内申し上げます。

### 入会のおすすめ

●良い環境は、みんなで守り、育てるものです

●産業廃棄物に  
関わる方は、協会に加入し、  
力を合わせましょう！

詳しくは、事務局にご相談ください。

### ★入会には

入会申込書（協会にあります）に記入し、当協会宛にお送りいただければ、受け付け後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費の納入等についてお知らせします。

### ★入会金

正会員 10,000円

※賛助会員については、入会金はいりません。

### ★会費

#### ●正会員

区分	金額
産業廃棄物 処理業者	収集運搬の許可
	中間処理の許可
	最終処分の許可
排出事業者	月額 10,000円
再生利用指定業者	月額 10,000円

#### ●賛助会員

賛助会員 年額 30,000円

### ★納入方法

会費は、四半期毎に請求書をお送りします。  
(但、賛助会員は年1回)

## 厚生大臣認定 産業廃棄物処理関係各種講習会

### 平成10年度開催結果報告

8月20日に「産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会（収集運搬課程）」、8月21日に「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」、9月29日～30日に「産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（収集運搬課程）」、10月13～16日に「特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（収集運搬課程）」が岐阜県県民ふれあい会館において開催されました。開催状況は別表のとおりです。

#### ・産業廃棄物処理業に関する許可講習会（収集運搬課程）

	開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
更新	8月20日	80人	75人	2人	73人
新規	9月29～30日	120人	123人	7人	116人

#### ・特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
8月21日	120人	117人	1人	116人

#### ・特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（収集運搬課程）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
10月13日～16日	80人	79人	1人	78人

## 講習会追加開催について（予定）

平成10年度講習会追加開催が次の日程で予定され、11月下旬に発表される予定です。

発表され次第受付を開始しますので受講を希望される方は、当協会に電話で問い合わせ、受講予約をして下さい。

### 産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（収集運搬課程）

期日：平成11年2月2日(火)～3日(水)

定員：120名

会場：岐阜県水産会館

\*受講申込者が定員に達したときは、受付を停止します。

\*受講申込書（実施要領）は、各保健所（岐阜市の場合岐阜市役所生活環境部環境総務課）又は本協会で入手下さい。

## お知らせ

### 「産業廃棄物処理業等の事務代行」の紹介について

産業廃棄物処理業の新規・更新許可等の申請をされる方で事務代行を希望される方は、当協会の会員である行政書士をご紹介します。

詳細については事務局までお問い合わせ下さい。

## 編集後記

朝夕めっきり冷え込む季節となりました。会員の皆様には如何がお過ごしでしょうか。本号は9月末発行を予定しておりましたが、県では今指導要綱の改正が行われており、この改正指導要綱特集を計画し要綱ができるのを待っておりましたが、残念ですがご紹介出来ないまま発行することになりました。そんな事情で本号が大変遅れましたことをお詫び申し上げます。

さて、日本の内外でイライラするようなことの多い昨今です。

国内では、銀行の不良債権問題、企業の倒産、雇用の悪化、そして社会的には毒物騒ぎの頻発や青少年の非行、加えてアメリカによる日本経済対策への永続的なバッシング、実直さでは信頼の置けそうな小渕總理ですが、果たして難問山積のこの難関を乗り切ることが出来るのかどうか、指導者の頭のなかにはどんな日本の未来図が描かれているのか知りたいものです。

一方、私達産業廃棄物処理業界においても相変わらず不法投棄の問題が後を絶ちませ

ん。いつも感じますが、今までではいつまでたってもこの問題は無くならないのではないかでしょうか。処理を適正に行えば当然のことながらコストはかかります。そのコストをかけず不法に処理をしてもそれほどの罰を受けずに済むという構図があれば、当然不心得な者は悪質な処理に走ることは自明の理です。そうした不法処理のおかげで適正料金がくずれ、眞面目にやっている業者が割を食うということがいつまで続くのでしょうか？

このようなことを避けるためにも、不法処理を行うことによるマイナスが如何に大きいかということを、もっと明確にして敏速に示すべきではないでしょうか。役所間における線引き問題等、法律的には難しいことは多々あることは思いますが「正直者が馬鹿を見る」的な社会は行政として最も避けなければならないことだと思うのです。

国際的にも環境問題が大きく取り上げられている今、一日も早く「敏速・明確」な対応が示されることを切望してやみません。

(中尾 勝)

### ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 川合 清和

野々村 清 中尾 勝

加藤 宏

### ■広告掲載社名

コマツ岐阜(株)

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用しております。)



協会のシンボルマーク

平成10年10月31日発行 第36号  
編集発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会  
理事長 小瀬洋喜  
〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階  
TEL<058>272-9293  
FAX<058>272-6764  
印刷 共和印刷株式会社